

石川県立伝統産業工芸館
指定管理者仕様書

石川県商工労働部

令和 7 年 8 月

[目 次]

第 1	基本的事項	
1	基本方針	1
2	休館日及び開館時間	1
3	組織体制	1
4	緊急時・非常時の対応	2
5	事業計画書の作成及び提出	2
6	事業報告書等の作成及び提出	2
第 2	運営に関する業務	
1	展示及び催物の企画及び運営に関する業務	2
2	利用の促進に関する業務	4
第 3	施設等維持管理に関する業務	
1	基本的事項	6
2	清掃業務	7
3	警備業務	8
4	設備維持管理業務	9
5	植栽維持管理業務	10
6	施設等修繕業務	10
7	除雪業務	11
8	物品維持管理業務	11
9	能楽堂別館の管理業務	11
第 4	その他	
1	保険加入	11
2	自主事業	11
3	運営会議への参加	12
4	アンケート調査等	12
5	いしかわ事業者版環境 I S O の取組み	12
6	引継業務	12
7	県への協力	12
8	協議事項	12
<付属資料>		
	施設概要	13
	業務別基準	15
	施設図面	18
	備品一覧表	21
	令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度事業計画	23

石川県立伝統産業工芸館指定管理者仕様書

本仕様書は、石川県立伝統産業工芸館（いしかわ生活工芸ミュージアム）（以下「工芸館」という。）の指定管理者の業務内容及び管理基準等について定めることを目的とする。

第1 基本的事項

1 基本方針

- (1) 石川県立伝統産業工芸館条例及び石川県立伝統産業工芸館条例施行規則の内容を十分理解し、法令等の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 伝統産業の産地との連携を図りながら、伝統的工芸品に関する展示及び催物を実施することにより、利用者サービスの向上、工芸館の利用の促進及び伝統的工芸品の情報発信の充実など本県における伝統産業の振興を図ること。
- (3) 兼六園や兼六園周辺文化施設等と連携し、兼六園周辺文化の森に相応しい賑わいの創出を図ること。
- (4) 「公の施設」であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利となるような取り扱いをしないこと。
- (5) 利用者等が快適に施設を利用することができるよう適正な管理運営を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を行い、管理運営経費の節減に努めること。
- (6) 石川県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱い、管理を徹底すること。
- (7) 県と密接に連携をとりながら管理運営を行うこと。

2 休館日及び開館時間

- (1) 休館日
 - ・ 4月～11月は毎月第3木曜日、12月～3月は毎週木曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）
 - ・ 1月1日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
 - ・ 展示替え及び資料整理の期間
- (2) 開館時間
午前9時から午後5時まで
- (3) 休館日及び開館時間の変更
指定管理者は必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更し、又は休館し、若しくは開館することができる。

3 組織体制

- (1) 指定管理者は、業務の全体を総合的に把握し、調整を行い、責任者となる統括責任者を1名配置し、県との連絡調整等にあたらせること。
- (2) 管理運営業務を実施するために必要な職員及び業務執行体制を確保すること。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。
- (4) 施設及び業務に精通した職員を確保するとともに、職員の資質向上等に努めること。

4 緊急時・非常時の対応

- (1) 防災、防犯その他不測の事態への対応について、マニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (2) 消防法等の規定により、指定管理者は、消防訓練を行うなど、適正に業務を行うこと。
- (3) 指定管理者は、工芸館の利用者の急な病気、けが等に対応できるよう事務室等に簡易な医療品等を配置しておくとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には、的確な対応が行えるような体制を整えておくこと。
- (4) 事故や災害その他不測の事態の発生時には、迅速かつ的確に対応するとともに、県をはじめ関係機関に通報すること。

5 事業計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度別途県が指示する期日までに、次に掲げる内容を記載した事業計画書を県に提出すること。

- (1) 管理執行体制
- (2) 工芸館における展示及び催物に関する事業計画
- (3) 指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
- (4) 施設の利活用に関する数値目標（利用者数や利用者満足度など）
- (5) その他知事が必要と認める事項

6 事業報告書等の作成及び提出

(1) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、速やかに次に掲げる内容を記載した事業報告書を県に提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、速やかに当該事業報告書を県に提出すること。

ア 工芸館の管理業務の実施状況

イ 工芸館の利用状況

ウ 利用料金（入場料）収入の実績

エ 工芸館の管理業務に係る経費の収支状況

オ 展示及び催物に関する事業実施状況

カ 数値目標に対する実績値や達成状況及びその分析

※ 年1回実施する運営状況評価の対象とし、その評価結果をインターネット等により県民向けに公表します。

キ その他必要な書類

組織体制、課題分析と自己評価等

(2) その他随時報告等

随時、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成し、提出すること。

第2 運営に関する業務

1 展示及び催物の企画及び運営に関する業務

指定管理者は、「第1 基本的事項」の「1 基本方針」に基づき、伝統的工芸品に関する展示及び催物として、以下のことを実施すること。

(1) 常設展及び製作工程の展示

- ① 石川県の伝統的工芸品 36 品目をすべて常設展示する。また、漆器・陶磁器・箔等の製作工程を実物及びパネルで常設展示する。
- ② 現在は、2階の第1展示室、第2展示室及び製作工程展示コーナーを使用して、「衣・食・住・祈・遊・音・祭を彩る美をテーマとした県内伝統的工芸品 36 品目を展示。漆器・陶磁器・箔等の製作工程を実物及びパネルで紹介」という方法で展示しているが、テーマや展示室の変更などこれに代わる展示方法も可能とする。また、2階の第3展示室では、「黄金の庵」を展示。
- ③ 展示品の調達や入れ替えは、指定管理者が産地組合等と協議の上行う。ただし、産地組合等で手配できない場合は、産地組合等の了解を得た上で、他の事業者等から調達することができる。
 - ※「産地組合等」とは、産地を代表する団体をいい、当該団体を有しない産地については代表的な事業者をいう。
 - ※現在の展示品は産地組合等から無償で借り受けている。
- ④ 展示品を常に監視及び点検し、適切な状態に保つことにより、入場者が快適に観覧できるように管理する。
- ⑤ 展示品には入場者にわかりやすいように説明文等を表示する。また、適宜、職員による説明などを行う。
- ⑥ 展示や伝統的工芸品に関するパンフレットを作成し、入場者に頒布する。日本語版、英語版の2種類を作成し、必要に応じ中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語の訳文を添付する。なお、業務開始時に在庫として残っているパンフレットについては使用することができる。
- ⑦ 逐次、各産地組合等と、展示品の入れ替え更新を協議し、常設展示の充実を図る。また、借用品の台帳を整備するとともに、産地組合等からの借用品に対しては損害保険を掛ける。
- ⑧ 展示方法や展示品を変更する場合は、事前に県と協議する。

(2) その他の展示及び催物

- ① 「(3) 現在の展示及び催物(参考)」を参考に、指定管理者の企画による展示及び催物（以下「伝統産業振興事業」という。）を実施する。
- ② 本県における伝統産業の振興に繋がるものであれば、県内の伝統的工芸品だけの展示等にこだわる必要はない。
- ③ 工芸館の展示室等は、展示替え等の短期間を除き、閉鎖しないこと。
- ④ 伝統産業振興事業の内容が特定の産地や事業者等に有利あるいは不利となるような取り扱いをしないこと。
- ⑤ 伝統産業振興事業の実施に必要な展示品・什器等は指定管理者が調達する。必ずしも産地組合等を通じて調達したり、了解を得る必要はない。
- ⑥ 参加料等を徴収する場合は、適正な額であること。
- ⑦ 伝統産業振興事業の事業計画は毎年度事前に県と協議する。

(3) 現在の展示及び催物（参考）

詳細は、別紙「令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画」を参照。

① 企画展（1階 エントランスホール展示スペース、2階 第4展示室）

ア 令和6年度は年11回開催している。

イ 展示品は、産地組合等から無償で借り受けている。また、展示品には損害保険を掛けている。

ウ 企画展開催ごとにチラシ等の作成などの広報活動を行い、入館者数拡大のための周知を図っている。

② 製作実演・体験（1階 エントランスホール）

ア 石川県の伝統工芸の魅力を伝えるために、入館者が伝統的工芸品の製作実演の鑑賞や製作体験をすることができる事業を実施している。

イ 伝統工芸士による実演や体験の実施については、国及び県指定の伝統工芸士や伝統産業に長年携わる職人を活用しており、土日祝日を中心に原則年間110回開催している。

ウ 各伝統工芸士会と連携を取りながら、できる限り幅広い産地の実演や製作体験を取り入れている。

エ 伝統産業に携わる青年グループを活用する観点から、石川県伝統産業青年会議に委託して年1回体験工房を実施している。

オ 製作体験については、参加費として実費（原材料費等）相当額を徴収している。

③ ライブラリー（1階）

ア 本県の伝統的工芸品に関する図書等を閲覧に供している。

イ セルフサービスのミネラルウォーターボトルを常設している。

④ 休憩コーナー多目的室（1階）

ア 製作体験など各種イベントスペース、打合せ・セミナースペースとして利用している。

2 利用の促進に関する業務

(1) 入館者への案内

① 入館者から館内案内の依頼があった場合は、丁寧に対応する。

② 展示品、伝統産業、周辺文化施設及び観光案内等の問い合わせには誠意を持って対応する。

(2) 入場料の徴収及び減免

展示室に入室する者から入場料を徴収する。なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、入場料を減免することができる。

(3) 兼六園周辺文化施設等との連携

① 関係施設のチケット販売

ア 「兼六園・文化施設共通利用券（兼六園＋1利用券）」及びの販売
入館者に対して当該利用券等を紹介し、購入希望者に販売する。
販売代金は、（公財）石川近代文学館に納入する。

イ チケットの管理

チケット（上記アに係る利用券）を適切に管理し台帳を整備する。また定期的に残数の確認を行う。

② 兼六園周辺文化施設等との連携

兼六園周辺文化施設の1つとして、他の兼六園周辺文化施設等と連携した取組みを行う。

ア 「兼六園・文化施設共通利用券（兼六園＋1利用券）」及び「文化の森おでかけパス」等に参加する。

イ いしかわ文化推進期間の参加

「いしかわ文化推進期間」の開催に協力する。

ウ 館長会議に参加する。

エ その他随時開催されるイベント等に協力する。

② 県内の観光施設との連携

ア 県内の観光施設と連携した取組みを行う。

イ その他の観光事業等に協力する。

④ 駐車場の管理等

ア 工芸館駐車場の「いしかわ支え合い駐車場」は、兼六園入園者からの利用申し込みがあった場合は利用に供する。

イ 駐車場は能楽堂別館と工芸館の利用者用に区分され、それぞれが管理するものとする。

イベント開催時などの繁忙期における駐車場の利用については、お互いに協力し、利用者の利便向上を図る。

(4) 広報広聴活動

① 指定管理者は、ホームページやSNS (Facebook や Instagram 等)、パンフレット等により積極的に広報活動を行い、認知度向上に努め、施設の利用促進を図る。

② ホームページは、指定管理者がプロバイダーと契約するなどの方法で開設及び維持管理する。掲載内容については事前に県に確認する。また、ホームページの管理者をホームページに明記する。

③ 利用者等からの質問や意見等を受け付けるために、独自のメールアドレスを保有し、ホームページに明記する。

④ 屋外看板を設置する場合は、事前に県と協議する。

(5) 利用状況の集計等

① 入館者数等に関する統計

入館者数、展示室への入場者数及び入場料、各種事業の参加人数等について毎日記録し、毎月の状況について、翌月10日までに県に報告する。

② 他施設との連携により販売するチケットに関する統計

兼六園及び兼六園周辺文化施設等との連携により販売するチケットの売り上げや入場者数について記録し、所定の機関に報告する。

第3 施設等維持管理に関する業務

1 基本的事項

指定管理者は、施設及び設備の機能を良好に保つため、施設及び設備の点検、保守等の管理業務を行うこと。なお、一部の業務についてはあらかじめ県の承認を得て、専門の事業者委託することができる。

また、以下のことを踏まえて維持管理業務を遂行し、利用者の利便性・快適性・安全性の確保に努めるとともに、省エネルギー等、環境にも配慮すること。

- ・関係法令等を遵守すること。
- ・利用者の健康被害を未然に防止するため、施設の環境を安全で、快適かつ衛生的に保つこと。
- ・円滑なサービスを提供するため、施設が有する機能及び性能等を保つこと。
- ・創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な維持管理の実施に努めること。
- ・物理的劣化等による危険・障害等の発見・点検に努めること。
- ・予防保全に努めること。

(1) 用語の定義

- ・点検：建築物等の部分について、損傷、変形、腐食異臭その他の異常の有無を調査することをいう。
- ・保守：建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取り替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- ・運転・監視：施設を機能させるために設備機器を操作し、作動させるとともに、その作動状態を監視、記録することをいう。
- ・修繕：劣化した部位、部材又は機器の性能又は機能を、修理し、又は更新することに当たり、現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等を除く。
- ・清掃：施設の美観を保持したり、利用客の快適性確保や健康維持のため、施設内外の環境を清潔に保つ作業をいう。
- ・保安：地震等の自然災害、火災、盗難などから人命や財産を守るための非常用設備の保守や警備を行なうことをいう。

(2) 維持管理計画書の作成

施設等の維持管理業務について、各業務の実施体制、実施工程、点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等の内容を記載した維持管理計画書を、管理開始以前に毎年度作成すること。なお、維持管理計画書の作成にあたっては、「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「共通仕様書」という。）を参考にすること。

(3) 業務記録簿等の作成

業務を実施した際は、業務記録簿等（その内容について法令に定める点検結果報告書等の様式が定められている場合は、様式を使用）を作成すること。なお、業務記録簿等の作成にあたっては、「建築保全業務報告書作成の手引き（令和5年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考にすること。

(4) 法令等の遵守

指定管理者は、工芸館の維持管理業務の実施にあたっては、次に掲げるもの、その他の関係法令等を遵守すること。また、必要な点検、届出を行うこと。

- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）

(5) 建築基準法第12条に基づく法定点検

指定管理者は、建築基準法第12条に基づく法定点検（建築物の敷地・構造は3年に1回、防火設備、昇降機は年1回）を行い県に報告すること。

(6) 必要な資格の取得

指定管理者は、法令上必要な資格を自らの責任と負担により取得すること（外部委託によることも可とする）。

2 清掃業務

指定管理者は、良好な衛生環境、美観の保持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つため、利用者等の支障にならないよう配慮して清掃業務を行うこと。

(1) 業務内容

指定管理者は、清掃業務に関し日常清掃、定期清掃及び臨時清掃に区分し、これを行うこと。清掃範囲は伝統産業工芸館の館内全て及び敷地内緑地、駐車場とする。ただし、敷地内の能楽堂別館・犀庵の建物、玄関前階段は清掃対象外とする。指定管理者が行う清掃箇所及び清掃回数等は、別紙「清掃基準」を参考に行うこと。ただし、運営上通常閉鎖されている部分については、使用状況に合わせて臨時清掃を行う等、工芸館の稼働状況等に合わせ、適宜調整を行うことができる。特記なき事項に関しては共通仕様書を参考にすること。

(2) 業務要領

① 日常清掃

ア 床清掃

- ・床の除塵及び、拭き掃除を行う。使用機材・方法については、床材の種類・性質等に注意のうえ、共通仕様書を参考に選択すること。

イ トイレ清掃

- ・便器は洗剤と柄付きブラシ等で洗浄し、周囲の金属部分は雑巾等で水拭きの上、乾拭きすること。
- ・便房、洗面台は、周囲を含め雑巾等で水拭きすること。
- ・トイレットペーパー及び石鹼液は点検、補充を行い、ゴミ箱、汚物入れの清掃を行うこと。
- ・汚れの状況により適宜床及び低所壁面の清掃、消毒を行うこと。

ウ 湯沸室清掃

- ・給湯器及び流し台周辺は、雑巾等で水拭きし、茶殻などのゴミは毎日処理すること。また、適宜、床洗浄、消毒を行うこと。

エ 手垢・ドア汚れ・什器汚れ・ガラス汚れ等清掃

- ・各室ドアのドアノブは、適切な方法で手垢等の汚れを拭き取ること。
- ・エントランスホール、展示室等のテーブル等備品の手垢等の汚れを拭き取ること。
- ・玄関・エントランスホール・窓等のガラスは、内外面を洗剤等により雨垢、手垢等の汚れを拭き取ること。

オ ゴミ箱・吸殻処理

- ・各ゴミ箱のゴミ、その他廃棄物は随時収集し、関係法令に則り適正な方法で処理すること。
- ・館内に設置した灰皿は、吸殻を随時除去し、洗浄のうえ配置すること。

カ フロアマット

- ・フロアマットは、付着した泥土等を取り除くこと（リースの場合は除く）。

キ 外構清掃

- ・緑地・駐車場等は、落ち葉、紙屑等のゴミを拾い掃きすること。
- ・雑草の除去、排水溝内開梁部分の土砂除去を行うこと。
- ・案内看板の泥土、カビ等を取り除くこと。

② 定期清掃

ア 床洗浄（表面洗浄）

- ・日常清掃で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄して美観を回復すること。
- ・床材の種類・性質等に注意のうえ、共通仕様書等を参考に適切に行うこと。

イ 床洗浄・研磨・ワックス

- ・表面洗浄で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄・研磨し、適正な床維持材の塗布を行い美観を回復すること。

ウ カーペット洗浄補修

- ・日常清掃で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄等により汚れを除去し、美観を回復すること。
- ・床材の種類・性質等に注意の上、共通仕様書等を参考に適切に行うこと。

③ その他

- ・空調吹出口については、表面の埃落としを行うこと
- ・天井、照明器具、時計、各種配管類等床面から概ね2m以上の高所については、スス払いをすること。
- ・屋上については、落ち葉等のゴミを除去すること。
- ・埃や汚れが目立つ場合は、清掃基準に特記なき箇所についても適宜清掃を行い、美観の維持に努めること。

3 警備業務

指定管理者は、工芸館の財産及び人身の安全を図るため、監視カメラ（ＩＴＶ）設備による監視や敷地内の巡視等を行うこと。

(1) 業務内容

① 事務室業務（開館時間）

- ・ＩＴＶ設備の監視及び操作
- ・緊急事態の通報
- ・多目的トイレの発報対応

② 館内外の巡視業務（開館時間）

- ・館内各室・廊下・階段、その他管理敷地内の巡視
- ・館内各室の消灯確認
- ・館内火気等の点検・確認
- ・異常事態発生時の避難誘導

- ・館内出入口の解錠・施錠
- ・不審者の排除
- ・不審物の処置

③ 機械警備業務（閉館時間）

基本的には機械警備とし、緊急事態の通報及び発報があった場合に迅速に対応すること。

(2) 設備概要

① I T V設備

- ・防犯カメラ 8 箇所
- ・監視用モニター 1 箇所（事務室）
- ・デジタルレコーダー（20GB 程度）

② 機械警備設備

指定管理者は、以下の仕様により用意すること。

- ・マグネットセンサー 36 箇所
- ・カードリーダー 1 箇所（最終出口）
- ・その他必要機器一式

(3) その他

- ・I T V設備、その他警備システムに関わる全ての設備について、保守点検業務を行う。
- ・機械警備に関しては、警備会社との長期（リース）契約も可とする。

4 設備維持管理業務

(1) 管理業務の対象範囲

設備維持管理業務の対象範囲は、工芸館に設置されている電気設備、空気調和設備、防災設備、昇降機設備、その他設備全般（音響設備、自動ドア等）とする。

指定管理者は、設備が正常な機能を保持し、利用者が安全、快適に工芸館を使用することができるよう、設備の運転・監視、点検、保守等を行うこと。

(2) 管理業務の基準

- ・電気設備、機械設備、防災設備等の運転監視、日常的な点検及び保守に関する業務を行うこと。また、設備に対して、関連法令等の定めや共通仕様書により、日常点検、定期点検、臨時点検、保守等を実施すること。
- ・業務に当たっては、確実性、安全性、経済性及び環境への影響に配慮すること。
- ・故障等の発生が見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うこと。
- ・設備の運転監視にあたっては、常に最良の状態を維持し、工芸館の安全確保や機能の維持向上及び施設の耐久性の向上を図ること。

(3) 管理業務の内容

① 保守点検業務

別紙「保守点検基準」及び共通仕様書に基づき、日常点検、定期点検を行うこと。

ア 日常点検

- ・現場巡視による各設備の運転状態の点検調整
- ・消耗品の補充及び在庫管理

- ・照明器具、電球等の適切な交換のための補充及び在庫管理
- ・故障発見時の応急措置及び連絡業務

イ 定期点検

- ・機器の定期検査の実施、記録及び点検の立ち会い、報告
- ・電気事業法に基づく電気工作物の保安のための点検、検査
- ・昇降機その他は、建築基準法その他関係法令に基づく点検
- ・消防法による消防設備の保安のための点検、検査
- ・各機器の応急措置、補修、簡易な部品交換、修繕及び塗装

(4) 管理業務の資格者

指定管理者は、管理業務の実施にあたり、以下の資格者を選任すること。

ア 消防設備（消防法）

- ・防火管理者（甲種）

5 植栽維持管理業務

(1) 管理業務の対象範囲

敷地内全体の樹木（伝統産業工芸館・能楽堂別館・犀庵の周辺全体）

(2) 管理業務の基準

指定管理者は、工芸館構内の樹木等を美しく保全するため、別紙「植栽維持管理基準」を参考に剪定、害虫防除等を行うこと。

(3) 管理業務の内容

ア 剪定・刈込み

イ 害虫防除

- ・捕殺
- ・薬剤樹幹打ちこみ

樹木薬剤散布は行わないこととするが、指定管理者は害虫の発生状況を把握し、害虫の被害が大きくなる恐れが生じた場合はその状況を県に報告し、対策を協議すること。

ウ 樹木雪吊

雪による植栽への影響を軽減するため、毎年降雪前に植栽の雪吊等を行い、3月中に撤去すること。また、降雪状況に応じて適宜点検、補修をすること。

6 施設等修繕業務

指定管理者は、工芸館の施設等について、日常的に点検を行い、その機能及び美観を維持すること。建築物等の不具合（軽微な場合を除く）を発見した際には、速やかに県に報告すること。

なお、施設及び設備の大規模な修繕や改修を行おうとするときは、県と協議すること。

7 除雪業務

指定管理者は、利用者及び施設管理上の支障がないよう、適宜除雪を行うこと。

なお、除雪作業にあたっては、業務担当者の安全に留意するとともに、歩行者、自動車及び工作物等に損害を与えないように十分注意すること。

8 物品維持管理業務

指定管理者は、工芸館に備え付けの物品について、利用者が快適に使用できるように良好な管理に努めること。

- (1) 県有物品（別紙「備品一覧表」のとおり）については、その一覧表を備え、常に数量、使用場所、仕様及び保守点検の状況等の把握を行うこと。
- (2) 県有物品については、石川県財務規則に基づき管理を行い、廃棄などの異動については、県と協議すること。
- (3) 県有物品の修理については、募集要項中「12 責任分担」に定める責任分担に基づくこと。

9 能楽堂別館の管理業務

工芸館と能楽堂別館は、一体整備されている設備があるため、必要に応じて能楽堂別館の施設の管理を行うこと。

(1) 防火設備管理業務

能楽堂別館に設置されている煙感知器が作動した場合、工芸館事務所に設置されている受信機に通知されるため、指定管理者は速やかに消防署及び能楽堂に連絡すること。

(2) 自家用電気工作物管理業務

能楽堂別館と工芸館は同一の需要設備であるため、一体的に保守管理業務を行うこと。

(3) その他

その他、能楽堂別館と協議の上、効率よい運営を行うこと。

第4 その他

1 保険加入

利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険等に参加すること。

（条件） 対人賠償 1名1億円

1事故につき 対人賠償10億円、対物賠償1,000万円

2 自主事業

(1) 一般的事項

- ① 自主事業の実施にあたっては、あらかじめ計画書を提出し、県の承認を得ること。
- ② 一般の利用者の妨げとならないこと。
- ③ 参加料等を徴収する場合は、適正な額であること。

(2) ミュージアムショップの運営

以下により、ミュージアムショップを運営すること。

- ・入館者への利便供与に加え、アンテナショップ及び産地振興を目的とする。
- ・産地組合等から調達した伝統的工芸品又はこれに関連する工芸品を商品として取り扱う。
- ・産地組合等とは受託販売契約を締結する。

- ・幅広い産地の商品を取り扱うよう努める。

(現在の運営 (参考))

- ・現行のショップ面積は約60㎡。
- ・うち半分(約30㎡)は、産地組合等から調達した伝統的工芸品を販売している。
- ・残り半分(約30㎡)は、原則として、産地組合等の了解を得て他事業者等から調達した伝統的工芸品のほか、企画展に関連した商品等を販売している。その他の商品(オリジナルグッズ等)を販売する場合は、県と協議することとしている。

(3) その他の自主事業

- ・上記以外の自主事業を実施する場合は、その内容を提案すること。

3 運営会議の開催

指定管理者は、工芸館の運営について検討する伝統産業工芸館運営会議を開催し、提案された意見については、工芸館の管理運営の参考とすること。なお、開催は県と協議し、必要に応じて実施すること。

4 アンケート調査等

指定管理者は、利用者を対象としたアンケート等により、利用者の意見、満足度等を聴取し、サービスの向上や業務改善等に努めること。

5 いしかわ事業者版環境ISOの取組み

指定管理者は、工芸館について、いしかわ事業者版環境ISOに登録し、環境保全活動に取り組むこと。

いしかわ事業者版環境ISOのホームページ

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/

6 引継業務

指定管理者は、県又は次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく工芸館の管理が開始できるよう、必要な引継を行うこと。

7 県への協力

指定管理者は、県が主催又は共催する行事について協力すること。

8 協議事項

本仕様書に記載のない事項については、県と協議を行うこと。

施設概要

1 建築概要

名称	石川県立伝統産業工芸館	
所在地	石川県金沢市兼六町1番1号	
構造	鉄筋コンクリート造	
階数	地下1階 地上2階、塔屋1階	
敷地面積		4,111.84 m ²
延床面積		1,643.01 m ²
施設面積	1階	704.41 m ²
	2階	810.00 m ²
	塔屋	20.00 m ²
	地下1階	108.60 m ²

2 電気設備概要

(1) 自家用電気工作物

ア 設備容量	150 kVA
イ 受電電圧	6,600 V

ウ 設備

・キュービクル式高圧受電盤(屋外)	1 基
・キュービクル式高圧受電盤(能楽堂別館B1)	1 基
・キュービクル式変圧器 6.6KV/210-105V(同上)	1 基
・キュービクル式変圧器 6.6KV/210V(同上)	1 基

エ 分電盤

・工芸館	12 面
・能楽堂別館	4 面

(2) 法的設備

ア 非常放送設備(日常放送と兼用)

・天井埋込スピーカー	5 個
------------	-----

イ 自動火災報知器設備

・差動式分布型感知器	3 個(うち能楽堂別館分 1)
・差動式スポット型感知器	77 個(うち能楽堂別館分 29)
・定温式スポット型感知器	4 個(うち能楽堂別館分 2)
・煙感知器	14 個(うち能楽堂別館分 3)

ウ 誘導灯設備

・誘導標識	1 個
・誘導灯	28 個(うち能楽堂別館分 8)

3 衛生設備概要

(1) 衛生機具設備

- ・洗面水洗(自動水洗)、小便器は感知式自動洗浄
- ・車椅子対応トイレは大型ブース

(2) 給水設備

- ・上水直圧(市水)

(3) 排水設備

- ・排水及び雨水の2系統

(4) 給湯設備

- ・ガス瞬間湯沸し器(給湯室の流し用)

(5) ガス設備

- ・給湯室にガスコンロ1つ。天然ガス

4 空調設備概要

(1) 空調機器設備

- ・パッケージエアコン(床置き) 1 台
企画展示室・茶室
冷房20kw、暖房22.4kw
- ・パッケージエアコン(天上カセットタイプ) 2 台
西口
- ・パッケージエアコン 1 台
館長室
冷房4.5kw、暖房4.8kw
- ・パッケージエアコン 1 台
事務室
冷房5.0kw、暖房5.6kw
- ・エアハンドリングユニット 1 台
上記以外をカバー
送風機風量26,000m³/h
- ・吸水式冷温水発生機 1 台
冷房115,500cal/h、暖房163,900cal/h
灯油焚き ポンプセットタイプ

(2) 換気設備

- ・トイレ、給湯室、倉庫、休憩室は第三種換気

(3) 排煙設備

- ・手動排煙装置:西口、ライブラリー周辺 2 箇所
- ・自然排煙

5 警備設備概要

・ITV設備

- ・防犯カメラ 8 箇所
- ・監視用モニター(事務室) 1 箇所
- ・デジタルレコーダー(20GB程度) 1 台

6 その他設備概要

(1) 昇降機設備

- ・一般用(油圧式) 1 基
機械室、2停止階、30m/min、750kg11人、24時間遠隔監視

(2) 自動ドア設備

- ・両開き 2 箇所
- ・片開き 2 箇所

業務別基準

清掃基準

作業種別	日常清掃													定期(臨時)清掃						
対象部位	床		床以外											追加清掃	床		床以外			
作業対象	硬質床	カーペット	扉ガラス	什器備品	壁・窓台・サイン	スイッチ周り	手摺	衛生陶器	洗面台・鏡	流し台	衛生消耗品	ゴミ容器	ゴミ箱		硬質床	カーペット	壁面・柱等	換気口	窓枠	扉・取っ手、金属類
作業項目	除塵 モップ拭き	除塵	拭く	除塵又は拭く	除塵又は拭く	洗剤	拭く	洗浄	拭く	洗浄	補充	洗浄	ゴミ・新聞	汚れの目立つ場所	表面洗浄仕上げワックス	部分洗浄(シミ取り)	除塵又は洗浄	除塵	拭く	磨く
玄関	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D		1/D							適	8/Y		8/Y		8/Y	8/Y
エントランスホール	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D		1/D					1/D	1/D	適	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
事務室・館長室	1/2D			1/2D	1/2D	1/2D							1/2D		8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
総覧コーナー、生活提案展示コーナー、ミュージアムショップ	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D					1/D	1/D	適	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
廊下	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D					1/D	1/D	適	8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
多目的室・ライブラリー	1/D		1/D	1/D	1/D	1/D				1/D				適	8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
便所	1/D			1/D	1/D	1/D	1/D	1/D	1/D		1/D	1/D	1/D	適	8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
湯沸室	1/D			1/D	1/D	1/D				1/D					8/Y		8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
EV	1/D		1/D		1/D	1/D	1/D							適	8/Y		8/Y			8/Y
階段	1/D				1/D	1/D	1/D							適	8/Y		8/Y		8/Y	
展示室	1/D	1/D		1/D	1/D	1/D	1/D							適	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y	8/Y
倉庫、非常階段等														適						

カーペット	4/Y 洗浄
天井掃除	1/Y すす払い(天井、照明器具、時計、各種配管等)
ガラス清掃(サッシ含む)	2/Y 水拭き・乾拭き(必要に応じて洗剤使用)
屋上	1/Y 落葉除去
構内	1/2D 落葉、紙くずの除去
〃	適 雑草除去、排水溝内開梁部分の泥の除去
屋外看板	1/W 水拭き(必要に応じて洗剤使用)
池	7/Y 水を排出し、ブラシで清掃

※単位:回数/(D=1日、2D=2日 W=1週間 Y=1年)

「適」は、善良な管理者の立場から見て適当な時期の意味

保守点検基準

設備項目	保守・検査作業内容	実施回数	法令等の規定	備考
■環境衛生管理業務				
パッケージ型空調機	フィルター清掃	2/Y		
■設備維持管理業務(電気設備)				
自家用電気工作物	受変電気の損傷、汚損の点検	1/M	電気事業法	
	信号灯、表示灯の点検	1/M	電気事業法	
	機器の異音、振動点検	1/M	電気事業法	
避雷設備(避雷針)	汚れ、損傷、亀裂、変色の点検	1/Y		
	端子部の緩み、断線の点検	1/Y		
■設備維持管理業務(空調設備)				
エアハンドリングユニット	各部点検 イン	2/Y		
吸水式冷温水機	各部点検 イン	2/Y		
■設備維持管理業務(防災設備)				
消火器設備	機器点検	2/Y	消防法	
	総合点検	1/Y	消防法	
自動火災報知設備	機器点検	2/Y	消防法	
	総合点検	1/Y	消防法	
誘導灯設備	機器点検	2/Y	消防法	
	総合点検	1/Y	消防法	
■設備維持管理業務(昇降機設備)				
エレベーター	点検	4/Y		
■設備維持管理業務(建築施設機器)				
自動ドア	総合点検	4/Y		

※単位:回数/(M=1月 Y=1年)

※このほか、建築基準法第12条に基づく法定点検(建築物の敷地・構造は3年に1回、防火設備・昇降機は年1回)及び外壁全面打診調査(10年に1回)を行い、県に報告すること

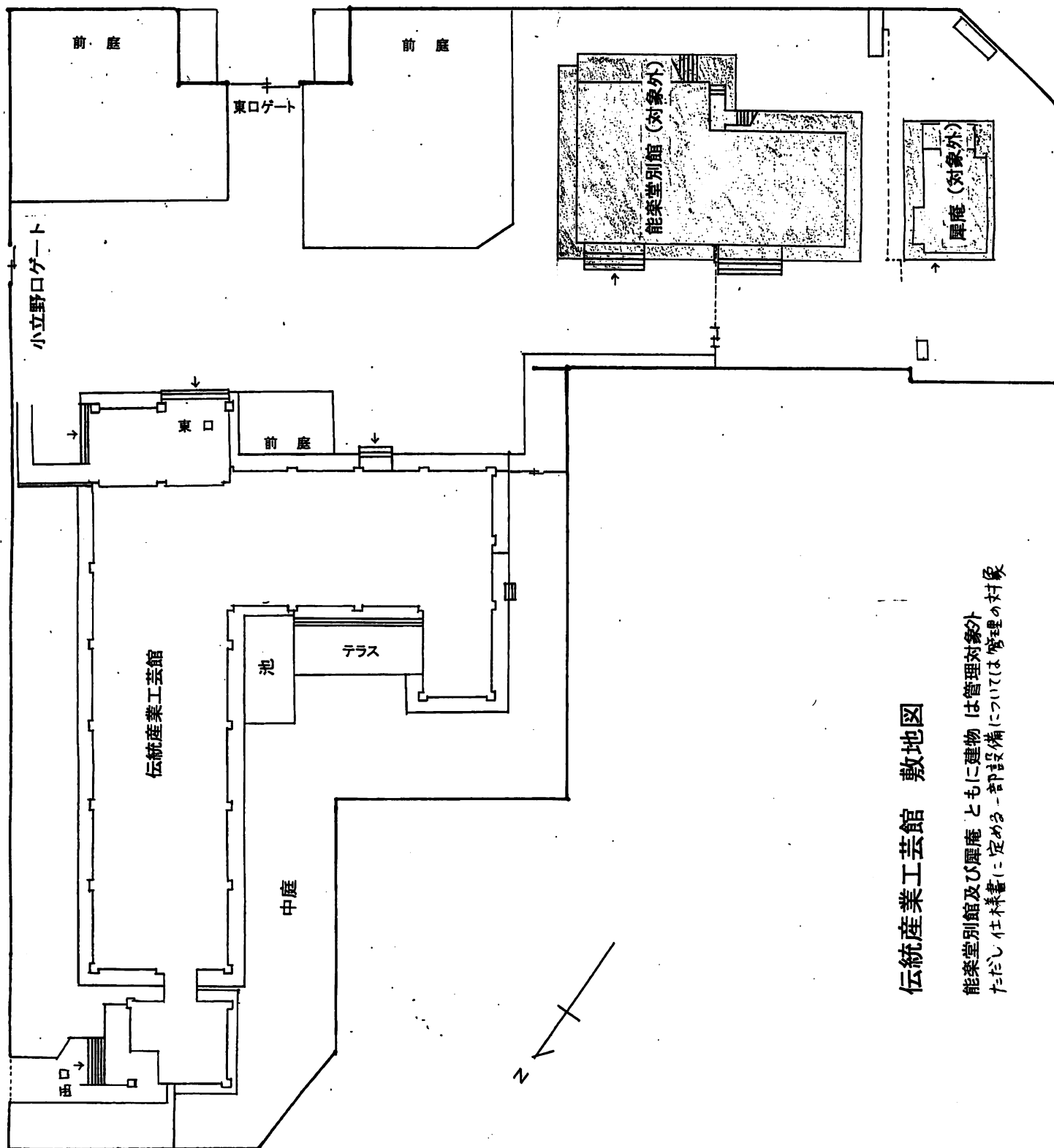
植栽維持管理基準

作業内容	実施回数
樹木剪定刈込み業務	年1回
害虫防除業務	年1回
樹木雪吊業務	年1回

■ 樹木剪定刈込み業務			
名 称	品 種	単位	数 量
高木軽剪定	常緑 C=30～59cm未満	本	19
〃	常緑 C=60～89cm未満	〃	10
〃	落葉 C=30～59cm未満	〃	12
〃	落葉 C=90～119cm未満	〃	3
〃	常緑 C=120～149cm	〃	2
玉物刈込み	H=0.45～0.75m未満	株	15
〃	H=0.75～1.2m未満	〃	3
灌木刈込み・機械刈り	H=～1.5m未満	m ²	20
〃	H=1.5～2.5m未満	〃	68
生垣刈込み・機械刈り	H=1.5m以上	m	17
■ 害虫防除業務（殺虫剤樹幹打ち込みは3年に1回）			
名 称	品 種	単位	数 量
害虫駆除	人力捕殺	hr	21
殺虫剤樹幹打ち込み		個	8
■ 樹木雪吊業務			
名 称	品 種	単位	数 量
りんご吊り(大・丸太)	H=6～9m未満	本	3
〃 (中・真竹)	H=3～5m未満	〃	15
〃 (小・真竹)	H=3m未満	〃	5
幹吊り(大)	H=5m以上	〃	15
〃 (小)	H=5m未満	〃	22
四つ又吊り(大)	H=1.0m以上	組	3
三つ又絞り(大)	H=0.8m以上	〃	41
三つ又吊り(小)	H=0.8m未満	〃	15
大絞り	3箇所、2重巻	本	6
竹ばさみ		m	17

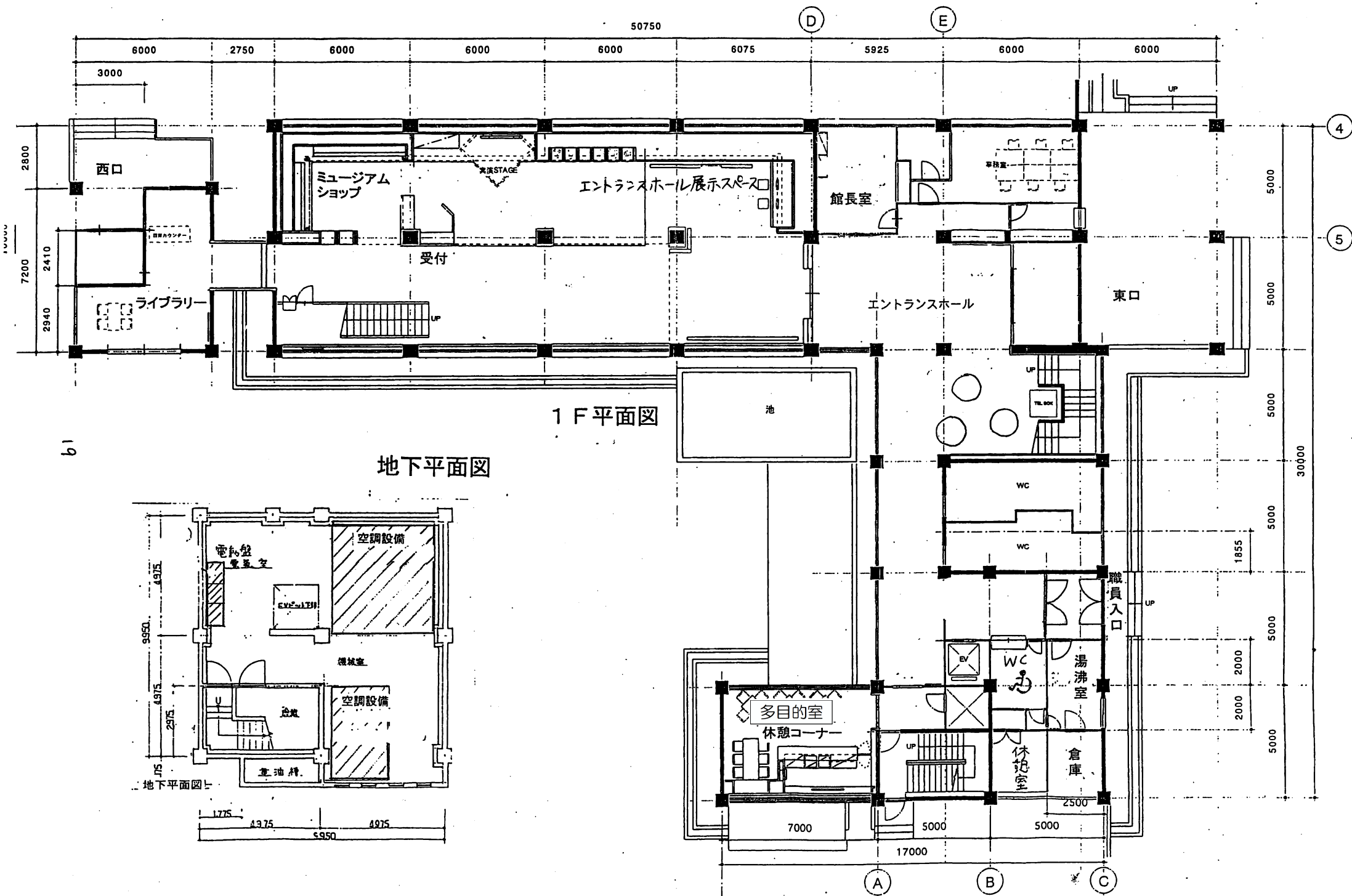
特記事項

- 1 害虫防除において樹木薬剤散布は当初予定しないので、指定管理者は害虫の発生状況を把握し、害虫の被害が大きくなる恐れが生じた場合はその状況を県に報告し、対策を協議すること。
- 2 園路上に枝葉の落ちる場所で、剪定作業を行う際は、作業中につき頭上注意の看板を掲げ、バリケード・ロープで立入禁止区域を設け、入園者の通行安全に努めること。
- 3 苔地でハシゴを使用するときは、苔を傷つけないようにシートを敷くこと。
- 4 切り落とした枝葉や刈草は、その日のうちに清掃し、すみやかに処理すること。
- 5 各作業の安全管理に十分留意すると共に、現場内の整理、清掃に努め、事故の未然防止を期すること。
- 6 作業実施にあたっては当年の気象、生育状況に応じて臨機に調整を図り実施すること。
- 7 樹木、株物、生垣等を破損しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- 8 樹木、株物、生垣等の根元も刈残しのないよう仕上げ、また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去すること。
- 9 除草を行うにあたっては、あらかじめ草地内にある石、空き缶等の障害物を取除くこと。



伝統産業工芸館 敷地図

能楽堂別館及び庫蔵ともに建物 は管理対象外
ただし、本館に定める一部設備については管理の対象



石川県伝統産業工芸館 備品一覧表

備品名	規 格 ・ 構 造 等	数量	備考
両袖机	課長及び補佐用	1	
片袖机	職員用	5	
会議机	ホウトクマイティー棚付1500×450	2	
会議机	コクヨKT-PS153WB	4	
OA用テーブル	サンワサプライ	1	
打ち合わせ用テーブル	LION JOIFA620 1200×600	1	
カフェテーブル	KAPEX T-05+GS650L900×900×700	3	
カフェテーブル	KAPEX T-05+IO650L1800×900×700	1	
コールドテーブル	フジマックFRT0960C	1	
丸机	テーブルオリバーGT-63 6BMM70	2	
背張いす	ベントチェア-オリバー-60-711-82	10	
折りたたみ椅子	コクヨCF-M VSN	18	
応接椅子	ウチダUB-134ブラウン	7	
応接椅子	ホウトクサルビア2型ブラウン	2	
応接椅子	ホウトク初日(布)安楽イス2、長イス、テーブル、セット	1	
会議椅子	ホウトクサバナ	2	
打ち合わせ用椅子	ナイキE147F-LGR	3	
カフェチェア	KAPEXブリオ4-BW430D410H790	20	
パソコンチェア	サンワ SNC-T102	1	
金庫	イトーキ製77号	1	
雑誌架	書架トヨタTS-CJ-1(上) TS-CJ-2(下)	1	
雑誌架	PA-44515-970	1	
陳列戸棚	木製H1500W1800D900	2	
コインロッカー	オカムラ459153列5段	1	
コインロッカー	アルファコインロッカーNS-3WA 2列3段6扉	1	
スチール製書架	ナイキHTS7	1	
寿棚	W330D330H400	1	
制御・モニタ用PC	HP250 G7 NotebookPC	2	
職印	石川県立伝統産業工芸館長印	1	
温水器	床置型電気温水器	1	

備品名	規 格 ・ 構 造 等	数量	備考
伝統的工芸品制作工程見本・道具	金沢箔制作工程見本・道具	1	
伝統的工芸品制作工程見本・道具	牛首紬制作工程見本・道具	1	
伝統的工芸品制作工程見本・道具	加賀友禅制作工程見本・道具	1	
伝統的工芸品制作工程見本・道具	加賀繡制作工程見本・道具	1	
車椅子	NISSIN NA-101	2	
SPアラーム機器(監視カメラ)	監視カメラ(ITV)システム一式	1	
ビデオレコーダー	SONY SLV-R360	1	
電話機	電話装置一式	1	
窓口拡声システム	2ウェイトクスルシステムNORCON製TTU-1A	1	
レジスター	カシオCE-8100	1	
出入者自動計数装置	竹中エンジニアリング自動計数機	1	
発熱測定AI顔認識ドームカメラ等	DS-2TD1217B-3/PA(B)等	2	
空間除菌消臭装置	日機装 Aeropure Series M (20畳用)	1	
傘立て	鍵付30人用ITOPM-30K	1	
傘立て	アンブラーB30鍵付YA-18L-11	1	
傘立て	KO S-32	2	
伝統工芸士名札額	W1000×H1830×D60 10段 国産松材拭漆仕上げ	1	
書籍	輪島塗	1	

令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画

I 令和6年度事業報告

1. 開館状況

年間開館総日数：338日（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

定期休館：23日（4月～11月は第3木曜日、12月～3月は毎週木曜日）

臨時休館：無し

年末年始：4日（12月31日～1月3日）

夜間開館：7月6日（土）20時まで開館延長（金沢城・兼六園夜間ライトアップ・ホテル観賞会と連携）

＊H22年度からの取組み

2. 主要事業の実施概況

(1) 常設展示（2階 第1・第2展示室）

- ① 展示内容：伝統的工芸品 36品目（国指定 10品目、県指定 6品目、未指定 20品目）の製品
336点、制作工程品 82点（パネル 29点）、製作道具 23点、原材料 41点、
合計 482点（パネル 29点）

- ② 展示替え：展示品の一部入替えを行った。

- ③ 品目別展示点数

テーマ	品目名	展示点数				備考
		製品	制作工程	製作道具	原材料	
衣	加賀繡	18	14(パ5)	4	1	一部入替
	能登上布	6				
	手捺染型彫刻	3		9		一部入替
	加賀友禅	7	(パ7)			
	牛首紬	10	13	2	4	
食	山中漆器	24	15(パ2)		28	一部入替
	珠洲焼	6				
	大樋焼	11				
	茶の湯釜	1				
	金沢漆器	13	(パ2)			一部入替
	九谷焼	19	5(パ4)			一部入替
住	輪島塗	15	17		2	一部入替
	鶴来打刃物	9				一部入替
	竹細工	2				一部入替
	檜細工	7				一部入替
	桐工芸	4				一部入替
	加賀象嵌	9				一部入替
	金沢表具	4				

	和 紙	35			1	一部入替
	金 沢 箔	14	10	8	3	一部入替
テーマ	品 目 名	展 示 点 数				備 考
		製 品	製作工程	製作道具	原 材	
祈	金 沢 仏 壇	1				
	七 尾 仏 壇	1				
	美 川 仏 壇	1				
	七尾和ろうそく	57			2	
遊	加賀水引細工	6				
	郷 土 玩 具	8				一部入替
	加 賀 毛 針	1	(パ 7)			一部入替
	加 賀 竿	5	(パ 1)			一部入替
	金 沢 和 傘	3				
音	琴	4				
	三 弦	5				
	銅 鑼	1				
	太 鼓	3	(パ 1)			
祭	能 登 花 火	6	8			
	加 賀 獅 子 頭	14				
	加 賀 提 灯	4				
合 計		336	82(パ 29)	23	41	

(2) 企画展示 (1F 展示スペース、2F 第3・第4展示室)

① 開催回数: 11回 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

② 企画展の詳細は事業報告末の資料編を参照

なお、平成30年12月15日より第3展示室において金沢箔を用いた「黄金の庵」(石川県建具組合制作)を継続展示。

(3) 工芸館主催プログラム

① プログラム: 工芸体験

② 企画展に際しては、ワークショップ等の体験型プログラムを会期中に原則1回行うものとした。

③ コンサート、イベント等は資料編参照

(4) 伝統工芸士による製作実演・体験 (1階体験ステージ又は東口玄関ロビー)

①実施回数: 113回実施 / 実演・体験の伝統工芸士等 68人

②実施時期: 年間を通じて土・日曜日、祝日に実施。時間帯は、10:00-12:00 / 13:00-15:00

③ 実施業種: 25業種

④ 実施日及び実演者

種 名	日数	実 施 月 日	実 演 者
九 谷 焼	8	4月6・7日、8月10・11・12日、 2月22・23・24日	伴誠二、宮本晃、苧野直樹、架谷庸子、 宮本直樹、木戸優紀子、織田光恵、石富俊二郎
山中漆器	6	4月13・14日、11月23・24日、 3月1・2日	井尻美年子、谷口博山、山田真子
輪 島 塗	6	5月18・19日、9月28・29日、 11月16・17日	余門晴彦、山崎達司、北濱幸作
金沢漆器	7	5月25・26日、9月21・22・23日 1月25・26日	木下升盛、村田百川、高田光彦
金 沢 箔	8	5月3・4日、7月13・14・15日 11月2・3・4日	熱野真一、小林和夫、山根勉、中道佑介、河越光夫、 大浦幸夫、杉本泰朗、杉本一馬、小林恭太、 小林文弘、古保進
加賀友禅	10	4月27・28・日、7月20・21日、 10月5・6日、1月11・12・13日、 2月16日、	牧野顕三、濱田泰史、武部徹、田野美恵、山田武志、 古泉良範、茶谷孝志、佐藤由美子、田嶋秀之、
加 賀 繡	6	7月6・7日、10月19・20日、 12月21・22日	川原恵理、今村和枝、穴田節代、森本奈都子、
牛 首 紬	3	10月12・13・14日	西山華代、竹腰宮子
金沢仏壇	8	5月11・12日、12月28・29日、 1月18・19日、3月15・16日	横井吉則、済田朋好、杉林孝幸、
和 紙	11	4月20・21日、7月27・28日、9月7・8日、 11月16・17日、2月15日、3月29・30日	斎藤博、遠見和之、山下真梨花
珠 洲 焼	5	6月15・16日、9月14・15・16日	宮脇まゆみ、寺西みゆき
加賀毛針	4	12月14・15日、3月8・9日	目細由佳
加賀獅子頭	4	6月8・9日、2月1・2日	南勝幸
加賀象嵌	4	6月22・23日、12月7・8日	西山徹、山本正博、金森泰子
郷土玩具	2	6月1・2日	中島八依
加賀竿	2	6月29・30日	中村滋
竹 細 工	4	8月24・25日、3月22・23日	榎本千冬
加賀水引細工	2	8月17・18日	津田宏
美川仏壇	0	(休止)	
檜 細 工	4	5月5・6日、11月30日、12月1日	香月久代
金沢表具	2	2月8・9日	野崎仁、萩原真人
能登上布	1	10月26日	久世英津子
和ろうそく	1	10月27日	高澤久
鶴来打刃物	1	4月29日	池田英一
桐工芸	2	8月3・4日	岩本匡史
手捺染型彫刻	2	8月31日、9月1日	奥田勝也

(5) 石川県伝統産業青年会議による工芸体験工房

① 実施日:令和6年10月26日(土)

内 容:友禅ガラス皿絵付け @¥3,300. 参加者数:4名

講師:工房久恒

② 実施日:10月27日(日)、11月10日(日)

内 容:象嵌技法で銀の菓子切り作り @¥5,500. 参加者数:10/27 2名、11/10 8名

講師:笠松加葉

③ 実施日:11月16日(土)

内 容:皮皿に漆で絵付け @¥3,300. 参加者数:4名

講師:浅田漆器工芸

参加者合計 : 18名

※上記の他、11月9日(土)にVRで見る工房見学を実施し、来館者に会員の工房を披露した。

3. 入場者等の状況

(1) 入場者数 (R6.4.1～R7.3.31の実績)

① 総入館者: 104,276人 (対前年比 114.67%、13,338人増)

※ 1日当り入館者 308.51人 <338日開館> (前年:269.85人)

※ 1日当り最多入館者 1,553人 (5月5日 日・祝日)

※ 1日当り最少入館者 113人 (1月10日 金)

② 有料入館者: 31,609人(全額減免入館者を含む) (対前年比 104.34%、1,360人増)

※ 1日当り有料入館者 89.89人 <337日開館> (前年:68.43人)

※ 有料入場者率 30.31% (前年 31.31%)

③ 総入館料: 4,632,100円 (対前年度比 106.29%)

④ 月別入場者数

年 月	開館 日数 (日)	入 館 者			1日当り入館者	
		総入館者 (人)	有料入館者 (人)	対総数 (%)	総入館者 (人)	有料入館者 (人)
R6 年 4 月	29	10,438	3,244	31.1	359.9	111.9
5 月	30	10,503	3,297	31.4	350.1	109.9
6 月	29	5,969	1,844	30.9	205.8	63.6
7 月	30	7,202	2,039	28.3	240.1	68.0
8 月	30	9,973	2,427	24.3	332.4	80.9
9 月	29	8,549	2,918	34.1	294.8	100.6
10 月	30	11,393	4,054	35.6	379.8	135.1
11 月	29	12,695	4,268	33.6	437.8	147.2
12 月	26	7,665	2,006	26.2	294.8	77.2
R7 年 1 月	24	5,181	1,295	25.0	215.9	54.0
2 月	24	5,808	1,576	27.1	242.0	65.7
3 月	28	8,900	2,641	29.7	317.9	94.3
合 計	338	104,276	31,609	30.3	308.5	93.5

⑤ 全額減免入場者の内訳 (R6.4.1-R7.3.31)

区 分		全額減免入場者(人)	対前年度比
一 般 団 体	大 人	1,849	99.0%
	小 人	2,169	130.1%
	計	4,018	113.7%

※ 大人：18歳以上、小人：6歳以上18歳未満

⑥ 外国人の入館者数 (R6.4.1-R7.3.31)

(単位:人)

順位	国名	人数	(参考)R5 年度 (R5.4.1-R6.3.31)
1	アメリカ合衆国	2,686	2,149
2	オーストラリア	1,154	1,011
3	イギリス	944	795
4	フランス	673	607
5	ドイツ	525	275
6	中国	497	412
7	台湾	405	200
8	カナダ	339	322
9	オランダ	180	147
10	イタリア	160	167
	その他	1,894	1,431
入場者数計		9,457	7,561
国数		118	71

⑦ 小・中・高生の学校等団体入場者数 (()内は入館料減免者数)

(単位:人)

	小学校		中学校		高等学校		計
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
4月	0	0	123(86)	0	0	0	123(86)
5月	116(116)	0	132(118)	125	0	0	373(234)
6月	4(4)	0	0	92	0	5	101(4)
7月	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0
9月	337(337)	0	160(10)	29	0	15	541(347)
10月	406(406)	0	294(259)	14	0	3	717(665)
11月	303(303)	69	236(236)	31	1(1)	0	640(540)
12月	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0
2月	5(5)	0	0	0	0	0	5(5)
3月	0	0	0	0	0	0	0
計	1,171(1,171)	69	669(67)	227	1(1)	20	2,500(1,881)

(参考 R6 年度(R7.3.31 まで))

計	928(922)	63	467(354)	149	39(11)	38	1,684(1,287)
---	----------	----	----------	-----	--------	----	--------------

⑧ 近隣の主な兼六園周辺文化施設における入場者数の推移

(単位:人)

年 度	伝統産業工芸館				兼六園		県美術館		県歴史博物館	
	入館者	推移	(内訳)		入場者	推移	入場者	推移	入場者	推移
			2 階入場者	推移						
H 3	159,997	—	同左	—	3,147,743	—	430,953	—	165,377	—
H 19	81,596	51.0%	25,942	16.2%	1,629,948	51.8%	124,549	28.9%	99,980	60.5%
H 20	87,475	54.7%	24,775	15.5%	1,822,336	57.9%	330,060	76.7%	82,186	49.7%
H 21	75,120	47.0%	23,129	14.5%	1,832,220	58.2%	427,822	99.3%	131,091	79.3%
H 22	91,082	57.0%	37,931	23.7%	1,637,977	52.0%	390,771	90.7%	81,689	49.4%
H 23	84,431	52.8%	35,715	22.3%	1,549,448	49.2%	360,740	83.7%	89,961	54.4%
H 24	90,626	56.6%	36,805	23.0%	1,732,992	55.1%	375,497	87.1%	72,388	43.8%
H 25	103,958	65.0%	40,286	25.2%	1,726,743	54.9%	511,440	118.7%	—	—
H 26	99,111	—	36,029	—	2,037,240	64.7%	409,127	94.9%	—	—
H 27	129,224	80.8%	52,079	32.9%	3,089,219	98.1%	448,456	104.1%	185,206	112.0%
H 28	137,825	86.1%	51,569	32.2%	2,911,655	94.1%	434,451	100.8%	164,597	99.5%
H 29	137,654	86.0%	41,191	25.7%	2,799,636	88.9%	401,888	93.3%	155,586	94.1%
H 30	127,180	79.5%	37,814	23.6%	2,748,174	87.3%	496,493	115.2%	174,753	105.7%
H31/R1	139,940	87.5%	34,580	21.6%	2,638,954	83.8%	366,663	85.1%	151,807	91.8%
R2	57,940	36.2%	14,073	8.8%	1,021,884	32.5%	237,087	55.0%	97,238	58.8%
R3	40,247	25.2%	11,251	7.0%	840,801	26.7%	238,808	55.4%	122,753	74.2%
R4	72,869	45.5%	22,993	14.4%	2,204,064	70.0%	304,220	70.6%	154,349	93.3%
R5	90,938	56.8%	30,294	18.9%	2,140,515	68.0%	390,187	90.5%	172,847	104.5%
R6	104,276	65.2%	31,609	19.8%	2,503,768	79.5%	370,662	86.0%	122,531	74.1%

※推移は H3 年度の数値を 100%として計算。

※平成 26 年 12 月 20 日～平成 27 年 2 月 22 日:改修のため休館。

※令和 2 年 4 月 11 日～5 月 31 日／令和 3 年 5 月 12 日～6 月 13 日及び 7 月 31 日～9 月 30 日:新型
コロナウイルス感染症拡散防止のため休館

(2)入館料

① 徴収総額: 4,632,100 円 (R6.4.1-R7.3.31)

区 分		徴収額(円)	対前年度比
一 般	大 人	4,467,050	106.64%
	小 人	107,020	108.72%
	小 計	4,574,070	106.69%
団 体	大 人	51,870	82.61%
	小 人	6,160	78.57%
	小 計	58,030	91.57%
総 計	大 人	4,518,920	106.29%
	小 人	113,180	106.49%
	計	4,632,100	106.29%

② 他施設との共通利用券販売による収入

共通利用券名	売上枚数	工芸館配分単価	工芸館配分額(円)
兼六園・文化施設共通利用券 通称「兼六園+1」利用券 (R6.4.1-R7.3.31)	全体 159,432 うち 個人:157,107 団体:2,325	個人 5 円 団体 5 円	797,160
文化の森おでかけパス (R6.4.1～R7.3.31)	全体 14,434	(案分)	488,1700
Etix (R6.4.1-R7.3.31)	当館分 大人 30 シニア 3	260 210	8,430
計			1,293,760

4. 普及啓発活動の状況

(1) 伝統工芸関連ビデオ等の利活用

西口ライブラリー: 「国立工芸館 ―2020 東京から金沢へー」(日本語、英語、中国語、韓国語)
及び企画展関連の作家インタビュー映像等を適宜上映。

東口玄関ホール: 「いしかわの伝統工芸」(DVD・10 業種) 」

「石川の伝統工芸 Vol. I , II 」(DVD・22 業種)を常時上映している。

九谷焼、輪島塗、山中漆器、金沢漆器、加賀友禅、加賀繡、牛首紬、

(2) 図書・資料等の閲覧

西口ライブラリーにおいて、伝統工芸関連の図書、雑誌、その他資料、約 150 点を閲覧に供す。

(3) 団体入館者へのサービス

事前に館内説明の希望があった場合には、展示品等についての説明を行っている。

視察(行政視察、学生・生徒研修等を含む)時には、来館者の要請に応じて県・伝統産業振興室員と共に対応している。

5. 広報活動の状況

(1) 企画展告知印刷物の配布

企画展毎の作成を原則とし、工芸士による実演・一般情報を合わせて掲載。

送付先にアンケートを実施し、枚数の適正化と配布先の見直しを行う。

- ・仕様：A4 サイズ 両面フルカラー、A3/B4 二つ折り 両面フルカラー/2 色等
- ・内容：企画展の案内と 3 カ月分の実演・体験スケジュール
- ・枚数：都度 8,000～9,000 枚

配布・送付先	箇所数	配布・送付先	箇所数
兼六園料金所	5	県内主要ギャラリー	36
観光案内施設（県内）	22	石川県博物館協議会加盟館	66
観光案内施設（県外）	5	各産地の伝統工芸士会等	23
県内宿泊施設	110	県内小・中・高校	85
県内公立図書館	6		
県内公立児童館	3	出展者	130
県内公立公民館	62	県庁	1

※企画展内容により作成枚数及び配布先は異なる。

(2) ポスターの掲示

企画展ポスターを作成し、東口掲示板、西口掲示板、兼六園内掲示板、兼六園小立野口掲示板、東西入口可動式掲示板2基へ6カ所掲示

- ・仕様：A2 サイズ フルカラー、W 330 x H 470 サイズ フルカラーなど

(3) 立て看板の設置

東西入口に立て看板を設置、都度企画展の案内をしている。

(4) ホームページによる広報

伝統産業工芸館の概要、サイトマップ、展示室の展示内容案内、企画展の案内、伝統的工芸品 36 品目の案内、実演・体験案内、その他のイベント案内を掲載し、随時更新している。

H23 年度からは、一部英語化も実施。R6 年度 HP 改修し、企画展工芸体験等をオンライン予約を可能にする。

H30 年度より、日本語版については、フェイスブック・インスタグラムの SNS 対応を開始。

(5) 新聞、テレビ、ラジオ等での PR

企画展毎にプレスリリースを作成し、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌各社に配布。

① 取り上げてくれた活字メディア：北國新聞、北陸中日新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、東京新聞、金沢情報、Link、るるぶ、写楽、FAVO、ZOUSS、信濃毎日新聞、Cas BRUTAS、まっふる他

② 取り上げてくれた放送メディア：NHK(テレビ/ラジオ)、テレビ金沢、MRO(テレビ/ラジオ)、北陸朝日放送、金沢ケーブルテレビネット、石川テレビ放送、エフエム石川、えふえむ・エヌ・ワン他

③ インターネット関連：金沢経済新聞、いしかわ観光特使 HP、金沢市観光協会 HP、金沢アートナビ、いしかわアート、ワノコト、いこーよ、Japan Store、しゃかいが、金沢日和他

(6) 工芸館クラブカードの配布

リピーター獲得をねらった「工芸館クラブカード」を作成し、H23 年 4 月より来館者への配布を開始した。

・対象者：主に県内在住者

・内容：来館 10 回で、次回来館時の入館料 1 回分が無料

・配布実績：約 120 枚（H23 からの総配布枚数は約 1,690 枚）

6. ミュージアムショップの利用状況

(1) 店頭陳列商品

各産地組合等より提供いただいた商品及び企画展に合わせた出展者各位の作品を販売している。

(2) 売上金額（消費税込み）(R6.4.1-R7.3.31)

総売上金額：51,191,938 円（対前年比 131.8%）

※ 1 日 当り 売 上 額：151,455 円（対前年比 131.4%）

※ 1 月 当り 売 上 額：4,65,995 円（対前年同期比 131.8%）

(3) 販売手数料（消費税込み）(R6.4.1-R7.3.31)

14,269,246 円（前年同期比 129.8%）

(内訳)産地別売上げ金額

産地名等	R6 年度(R6.4～R7.3)		(参考)R5 年度(R5.4～R6.3)	
	売上年計(円)	商品数年計(個)	売上年計(円)	商品数年計(個)
九谷焼	9,172,248	6,772	8,123,140	6,367
輪島塗	7,821,014	1,734	2,999,661	879
山中漆器	2,058,320	313	2,061,160	319
金沢箔	2,933,453	1,594	2,331,282	1,459
金沢漆器	221,870	16	217,420	20
加賀友禅	1,892,200	1,545	1,261,449	1,070
牛首紬	1,099,940	844	1,036,830	772
加賀繡	1,040,340	372	866,690	322
珠洲焼	1,815,367	1,311	1,520,250	659
七尾ろうそく	717,750	213	1,815,145	1,328
能登上布	413,710	197	881,166	136
加賀毛針	1,238,300	351	471,220	242
加賀獅子頭	1,107,150	466	882,750	346
和太鼓	353,936	279	536,120	409
和紙	470,650	290	322,260	231
桐工芸	454,960	110	225,500	109
和傘	996,160	76	287,540	26
郷土玩具	95,920	70	192,170	129
水引細工	2,663,930	1,538	2,255,070	1,569
加賀竿	27,500	1	0	0
企画展関連商品	14,559,372	5,147	10,529,368	4,715
書籍	37,848	22	35,424	21
計	51,191,938	23,261	38,851,615	21,128

(4) 売上げ金額ベスト5商品

1位	輪島塗箸(小西庄五郎漆器店)	4位	九谷焼 各種(陶房 鐵)
2位	豆皿(朝日電機)	5位	スカーフ各種(合同会社アマイケ)
3位	和ろうそく(高澤商店)		

(5) 商品の斡旋

店頭陳列以外の商品(展示品等)について、お客様の購入希望等に応じて、産地組合、製作者等を紹介。

7. 多目的室(旧称:セルフカフェ)の利用状況

喫茶店の営業と勘違いする来館者もいたため「多目的室」と名称を改め休憩スペースとしての利用の他、以下の用途で利用している。

- ① ワークショップ会場:グループの工芸体験会場として
- ② セミナールーム:視察団体等の打合せ・会議室

8. 広報活動の具体的な取り組み

以下の方法により、工芸館及びそのプログラムの紹介を行った。

- ① 工芸館ホームページ:企画展、実演・体験、イベント等の情報を掲載
- ② フライヤー等配布(実演・体験案内と企画展)
配布先は、兼六園、近隣の文化施設、観光案内施設、タウン情報誌、金沢市内の各ホテル、旅行会社など
- ③ フリーペーパー・タウン誌への情報提供
旅行雑誌、ガイドブックへの情報提供
- ④ 新聞・放送媒体への取材依頼発送
テレビ、新聞等に取材依頼を行い、効果的な情報発信に努める。又、雑誌、新聞等からの記事掲載申し出については、積極的にこれに応じる。
- ⑤ 金沢市内を中心に新設される宿泊施設にも、企画展のフライヤーやチラシを送付している。

Ⅱ 令和7年年度事業計画

1. 生活工芸ミュージアムのプログラムに関する具体的な取り組み

(1) 常設展の充実

各産地と協議し、展示内容の新鮮さを保つため、適宜入れ替えを実施する。また、制作工程の展示充実させ、来館者が伝統工芸の技術や背景をより深く理解できる構成を目指す。

(2) 企画展の拡充

来館者に新たな発見を提供し、再来館を促すため、魅力的な企画展を展開する。特に、SDGs や大阪万博といった社会的トレンドを意識したテーマを積極的に採用し、工芸の新たな可能性を提示することで、関心を引き寄せる。

また、従来の伝統工芸の枠を超え、手仕事によるものづくりを行う個人や事業者にもスポットを当て、現代の伝統工芸の在り方を広く紹介する。さらに、県内で学び、現在は県外で活躍する作家の作品も取り入れることで、石川県の工芸育成の質の高さを広く発信する。

※詳細は企画展一覧表案参照。

(3) 実演・体験プログラムの充実

伝統工芸士による実演・体験プログラムを継続的に実施する。また、石川県伝統産業青年会議主催体験教室も適宜開催し、体験を通じた学びの場を提供する。

※詳細は伝統工芸士等による実演・体験日程案を参照。

(4) コンサート実施

工芸の魅力を多角的に発信するため、和太鼓や琴のコンサートなどの文化イベントを実施し、伝統工芸の新たな楽しみ方を提案する。

(5) ミュージアムショップの強化

「ターゲットを明確にした商品」「伝統×新しさを融合した商品」「日常で使える工芸品」を中心に選定し販売を強化する。

また、企画展の出展者の作品を会期中に販売し、リピーターやショップ目的の来館者にも満足いただけるよう、魅力的な商品展開を図る。

ノベルティーなどの大口注文にも柔軟に対応し、販路拡大と売上増を目指す。

(6) ライブラリーについて

西口エリアに設置されたライブラリーでは、蔵書に加え、工芸・クラフト関連の雑誌や観光情報誌等も自由に閲覧できる。来館者がリラックスしながら、伝統工芸の知識を深められる空間づくりを心がける。

2. 広報活動の具体的な取り組み

工芸館の魅力を広く発信し、来館者を獲得するため、以下の広報活動を展開する。

(1) デジタルメディアを活用した情報発信

- ・公式ホームページ: 企画展、実演・体験プログラム、イベント情報を随時更新し、英語対応も順次拡充。
- ・SNS (Facebook・Instagram): タイムリーな情報提供を強化

(2) 地域メディア・紙媒体での広報強化

- ・県の広報紙「ほっと石川」やラジオ・テレビ枠で情報を発信。
- ・チラシ配布: 企画展や体験プログラムのチラシを以下の施設・拠点に配布し、地域での認知度向上を図る。
兼六園(小立野口、桂坂口、隨身坂口、真弓坂口、蓮池門口)、近隣の文化施設・観光案内所
- ・タウン情報誌・金沢市内のホテル

(3) 全国規模での PR 展開

- ・フリーペーパー・タウン誌への情報提供
- ・旅行雑誌・ガイドブックへの掲載促進

(4) メディア露出を強化

- ・取材依頼の積極的な実施: テレビ・新聞に向けた取材依頼を行い、工芸館の魅力を効果的に発信。
- ・メディア掲載依頼への積極対応: 掲載依頼には、迅速かつ積極的に対応。

(5) 全国規模の提携施設との連携

- ・全国的な会員組織との提携を推進(例: JAF 会員向け PR など)。

令和6年度 企画展一覧表

	会 期	日数	タイトル	内容	展示	見学者数	1日平均
1	3/15(金) ～ 5/13(月)	57	工芸で彩る 春ものがたり”	” ストーリーを感じさせる作品展開が狙い です。春への想い、春の楽しみを作品 に反映させていただければと思います。	1F	20,682	363
2	3/15(金) ～ 5/13(月)	57	美を彫る	彫刻、加賀象嵌、沈金、篆刻など彫る 作業から生まれる工芸の美を紹介しま す。	2F	6,290	110
3	5/17(金) ～ 7/15(月)	59	きもちとかたち	(公財)石川県デザインセンターが選定 した「令和4年度石川県デザインセン ター選定商品」の展示。「いしかわの伝 統と新しい感性」というコンセプトのもと に、新しい生活を提案する魅力的な商 品を展示、販売します。	1F	13,660	232
4	5/17(金) ～ 7/15(月)	59	編む―手仕事の妙―	竹工芸や籐、織物、編み物などの分野 で作家の作品を紹介します。これまで工 芸館に出展したことがない作家の方々 に思い思いのレイアウトを試みていただ き、作品の展示効果を高めていただい たらと思います。	2F	4,468	76
5	7/19(金) ～ 8/19(月)	32	工芸Family2024	1日3種の講師体験を実施します。予約 していなくても見て「楽しそうだな、やっ てみたい」と思ってもらえる要素もありま すので。また夏休み後半の8月末は体 験者が減少する為、企画展終了を1週 間早めます。	1F	10,879	340
6	7/19(金) ～ 8/19(月)	32	動物がいっぱい！！	幅広い業種の工芸作家から楽しい動物 たち(キャラクターも含めて)を集めま す。会場レイアウトもポップで明るくにぎ やかな雰囲気仕立てます。	2F	2,672	84
7	8/23(金) ～ 10/14(月)	52	装う工芸	服飾からアクセサリー、バッグなど、今 や様々な所に伝統工芸の技が生かさ れ、新たな商品が開発されてきていま す。加賀友禅をはじめとして九谷焼や 輪島塗、金沢箔や牛首細、加賀繻など ジャンルも豊富です。	1F	15,835	305
8	8/23(金) ～ 10/14(月)	52	これも九谷 あれも九谷 色々九谷	日常使われている食器や飾り物ではな く、九谷焼産地が取り組んでいる新しい 商品を取り上げます。古くて新しい九谷 焼の「今」をご紹介します。	2F	5,224	100
9	10/18(金) ～ 12/16(月)	57	未来を拓く 石川の工芸と和菓子 の世界	石川県伝統産業青年会議と、石川県菓 子工業組合青年部の若い作り手たちが 受け継いだ伝統を未来へと繋ぐ作品を ご覧いただきます。	1F	22,533	395
	” ”	57	”	”	2F	7,401	130
10	12/20(金) ～ 3/10(月)	66	工芸を楽しむ 読書時間	ブックカバーや袋物などの他、和紙や文 字に関する造形、お茶を楽しむ器など ほっこりした雰囲気、新年を迎えたい と思います。	1F	16,159	245
11	12/20(金) ～ 3/10(月)	66	アート×工芸	生活工芸ではなく、工芸で楽しむアート の世界を展開したいと思います。様々な 分野で感性に溢れた個性的な作品を収 集出来たらと考えます。	2F	4,363	66

令和7年度 企画展一覧表（案）

	会 期	日数	タイトル	内容	展示
1	3/14(金) ～ 5/12(月)	58	花咲く工芸	春の訪れを感じてもらえるような花満開の会場レイアウトと、幅広い業種から花をモチーフにした工芸品で「いしかわ生活工芸ミュージアム」の新年度をスタートします。	1F
2	3/14(金) ～ 5/12(月)	58	ツナグTEXTILE	世界でも特に優れている日本のテキスタイルは、デザインや素材に合わせて様々なアイテムへと変わります。本展では、幅広いテキスタイルの交流で「心をツナグTEXTILE」を表現します。	2F
3	5/16(金) ～ 7/14(月)	59	きもちとかたち	(公財)石川県デザインセンターが選定した「令和6年度石川県デザインセンター選定商品」の展示。「いしかわの伝統と新しい感性」というコンセプトのもとに、新しい生活を提案する魅力的な商品を展示、販売します。	1F
4	5/16(金) ～ 7/14(月)	59	工芸之道 石川で学ぶアジアの作家たち	「大阪万博」を意識して、海外にも目を向けて、石川県で学び在住して活動する中国、台湾の工芸作家を取り上げます。出来れば1つでもメインテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」にも寄り添った作品が展覧されるように要請します。	2F
5	7/18(金) ～ 8/18(月)	32	工芸Family2025	1日3種、合計50講座の講師体験を実施。全講師の半分ほどは新たな作家にお願いします。また夏休み後半の8月末は体験者が減少する為、企画展終了を1週間早めます。SDGsに関連した体験も盛り込む。	1F
6	7/18(金) ～ 8/18(月)	32	夏を集めるガラス展	石川県内では、最近特にガラス作家が増えています。生活の中で使われる食器から装飾品、アートな作品まで夏を集めて涼風を呼ぶガラス工芸の魅力に迫ります。	2F
7	8/22(金) ～ 10/13(月)	59	暮らしを彩る 木工芸	自然素材の木を工芸作品に仕立て上げる技。素材選びから作家や職人の目は研ぎ澄まされます。金沢仏壇、桐工芸、加賀獅子頭、木彫などの作品にも目を向けます。	1F
8	8/22(金) ～ 10/13(月)	59	ようこそ 波(徳島県)の伝統工芸	阿 石川県と徳島県の相互協力の協定締結を記念して、開催致します。	2F
9	10/17(金) ～ 12/15(月)	57	創作の裏側をのぞいてみよう 石川県伝統産業青年会議一	一 今回は石川の工芸作家や職人の方々の工房や仕事を訪問して、創作への取り組みをご紹介します。	1F
10	10/17(金) ～ 12/15(月)	57	文具の魅力	工芸品としての文具に焦点を当て、おしゃれな逸品をご紹介します。伝統工芸に培われた輪島塗や山中漆器の万年筆やボールペン、文箱や硯や文鎮、和紙など、大人の時間を過ごす文具の魅力をご紹介します。	2F
11	12/19(金) ～ 3/9(月)	67	郷土に生きる和紙 一伝統をつないで今一	石川県には「加賀二俣和紙」「加賀雁皮紙」「仁行和紙」「久田和紙」がありその地域に根付いた和紙です。和紙本来の素材と工芸作品の両方を満喫できる企画展に出来ればと考えます。	1F
12	12/19(金) ～ 3/9(月)	67	九谷の深淵を探索 九谷興子に集う作家たち	2014年に佐倉康之氏を中心とした九谷興子プロジェクトより画集が発行されました。陶壁を始めそこに至るまでの回顧作品集です。九谷興子に光を当てるとともに、影響を受けた加賀の九谷焼作家の作品を集めて展覧します。	2F

2025(R7)年度 石川県立伝統産業工芸館【実演・体験】年間スケジュール
いしかわ生活工芸ミュージアム

(案)

実演・体験日数:114

月	日	曜日	業種
4	5	土	九谷焼
	6	日	
	12	土	山中漆器
	13	日	
	19	土	和紙 川北
	20	日	
	26	土	加賀友禅
	27	日	
	29	火 祝	加賀獅子頭
5	3	土 祝	金沢箔
	4	日	
	5	月 祝	檜細工
	6	火 祝	
	10	土	金沢仏壇
	11	日	
	17	土	輪島塗
	18	日	
	24	土	金沢漆器
	25	日	
6	31	土	郷土玩具
	1	日	
	7	土	加賀竿
	8	日	
	14	土	和太鼓
	15	日	加賀獅子頭
	21	土	加賀象嵌
	22	日	
	28	土	珠洲焼
	29	日	
7	5	土	加賀繻
	6	日	
	12	土	加賀友禅
	13	日	
	19	土	金沢箔
	20	日	
	21	月 祝	和紙 二俣
	26	土	
8	27	日	桐工芸
	2	土	
	3	日	九谷焼
	9	土	
	10	日	竹細工
	11	月 祝	
	16	土	加賀水引細工
	17	日	
	23	土	手捺染型彫刻
	24	日	
9	30	土	仁行和紙
	31	日	
	6	土	珠洲焼
	7	日	
	13	土	金沢漆器
	14	日	
	15	月 祝	輪島塗
	20	土	
	21	日	
	27	土	
	28	日	

月	日	曜日	実演内容
10	4	土	加賀友禅
	5	日	
	11	土	牛首紬
	12	日	
	13	月 祝	加賀繻
	18	土	
	19	日	能登上布
	25	土	七尾和ろうそく
	26	日	
11	1	土	金沢箔
	2	日	
	3	月 祝	和紙 川北
	8	土	
	9	日	輪島塗
	15	土	
	16	日	山中漆器
	22	土	
	23	日	檜細工
	24	月 祝	
	29	土	
	30	日	
12	6	土	加賀象嵌
	7	日	
	13	土	加賀毛針
	14	日	
	20	土	加賀繻
	21	日	
	27	土	金沢仏壇
	28	日	
1	10	土	加賀友禅
	11	日	
	12	月 祝	金沢仏壇
	17	土	
	18	日	金沢漆器
	24	土	
	25	日	加賀獅子頭
2	31	土	
	1	日	金沢表具
	7	土	
	8	日	茶の湯釜
	14	土	
	15	日	九谷焼
	21	土	
	22	日	山中漆器
	23	月 祝	
3	28	土	加賀毛針
	1	日	
	7	土	美川仏壇
	8	日	
	14	土	郷土玩具
	15	日	
	20	金 祝	竹細工
	21	土	
	22	日	仁行和紙
	28	土	
	29	日	